

質疑・回答書

告示番号	豊中市告示第467号	件 名	豊中市伊丹市クリーンランド既存ごみ焼却施設解体工事
No	質疑事項	回 答	
1	<p>土壌汚染調査について「別紙 土壌調査仕様書」に示される203箇所の単位区画図(メッシュ)については、座標は確定しているものと解してよろしいでしょうか？また、測量時には開示していただけるものと解してよろしいでしょうか？</p>	<p>図示した区画図の座標は確定していません。契約後の協議により設定するものとします。</p>	
2	<p>「別紙 土壌調査仕様書」に示される詳細土壌調査については、100箇所の想定で1100検体の分析が示されていますが、表層土壌調査の結果を受けて検体数は増減するものと思われ、1100検体に対する数量の増減については設計変更の対象となるのでしょうか？</p>	<p>検体数は参考値です。本工事は仕様書発注であるため、実施数量による精算は行いません。</p>	
3	<p>土壌汚染が判明した場合、その汚染土壌の対策工事(掘削除去等)は今回工事の対象外と解してよろしいでしょうか？(調査をしないと数量等は確定しないため)</p>	<p>工事対象内とお考え下さい。 基礎解体に伴い生じた汚染土壌につきましては、全量搬出の上、購入土での埋戻しをし、その上でキャッピングが必要と考えています。</p>	
4	<p>土壌汚染が判明し区域指定された単位区画において、GL-500mm以深の撤去に伴う掘削による汚染土壌は、現地埋戻しに流用と解してよろしいでしょうか？</p>	<p>汚染土壌であれば全量場外搬出して下さい。</p>	
5	<p>発注仕様書P.3 工期について、「契約の日から平成30年3月15日まで」とありますが、工事期間は計画書等作成を含めて24ヶ月ほどしかなく、非常に厳しい工期と考えております。また、土壌汚染対策法による区域指定に必要な約3ヶ月程度の期間を考慮しますと無理のある工期ではないかと思われしますが、工期についてはどのように考えておられるのでしょうか？また、協議により工期の延長は可能なのでしょうか？</p>	<p>仕様書P.60に示しております、第4節、解体工事例(参考)を参考下さい。また、工期につきましては遵守願います。</p>	

質疑・回答書

告示番号	豊中市告示第467号	件 名	豊中市伊丹市クリーンランド既存ごみ焼却施設解体工事
No	質疑事項	回 答	
6	<p>発注仕様書P.21 「(4)西側を南北に通る道路は……常時通行可能な状況としておくこと」と記載されておりますが、現地の状況及び解体工事の施工や重機位置を考慮しますと通行止めになければ解体できない時期も発生するものと思われませんが、通行止めについては協議いただけるものと解してよろしいでしょうか？</p>	<p>収集車に支障のない範囲で協議を行いたいと考えております。</p>	
7	<p>発注仕様書P.1、P.3他 埋戻時の現地発生土の不足する分については、クラッシャーランを使用するものと解してよろしいでしょうか？ また、埋戻及び整地、整地工事の遮水シート上部に使用するクラッシャーランは、RC-40でよろしいでしょうか？</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>	
8	<p>発注仕様書P.41 *3 「地下水モニタリングは、既設井戸(敷地内3箇所)及び必要に応じて設置する観測井戸で実施…」とありますが、必要に応じて設置する井戸は設計変更の協議対象と解してよろしいでしょうか？</p>	<p>本工事は仕様書発注であることから、新たに井戸を設置しても設計変更は行いません。</p>	
9	<p>発注仕様書P.60 新ごみ焼却施設等への仮設道路について、想定されている舗装の仕様をご教示願います。</p>	<p>地盤強度等を踏まえ協議により決定するものとします。</p>	
10	<p>資料14-02 仮設搬入道路の設置範囲図 資料14-02が最終の形状でしょうか？またベントナイトと記載がありますが、クラッシャーランの記載ミスではないでしょうか？</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>	

質疑・回答書

告示番号	豊中市告示第467号	件 名	豊中市伊丹市クリーンランド既存ごみ焼却施設解体工事
No	質疑事項	回 答	
11	<p>発注仕様書P.36 ⑤ 発生剤についての処分品項目で、汚染土壌は、今回の調査により判明することであり、本工事の範疇外と思われませんがこの件についてご教示願います。</p>	<p>契約内とお考え下さい。</p>	
12	<p>発注仕様書P.57 12) とP59 10)の記載で、前者は、プラットホーム下の除却土は処理、処分としておられ後者は、建設発生土の再利用として 現場の建設発生土は、埋め戻しに使用との記載があります。 この2項目はどのように解すれば良いかご教示願います。</p>	<p>本工事において発生する土砂等の取り扱いは、汚染状態の調査結果を踏まえ協議により決定するものとします。</p>	
13	<p>「別紙 土壌調査仕様書」P.4 ごみピット施設廻りの概ね10箇所について、GLより12m以上のボーリング調査が必要とありますが、10m格子の中心ではなくその近傍の地上からボーリング可能な位置からボーリング調査と判断してよろしいでしょうか？ 灰ピット周りについても同様と考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>兵庫県との協議によります。</p>	
14	<p>「別紙 土壌調査仕様書」P.7 表層土壌調査実施箇所の203点分全てで10m深度のコアサンプルを採取とありますが、採取ポイントが灰ピット及びごみピット内底版にある場合、地下水位から判断すると地下水が噴出し、土壌汚染による地下水環境の保全が出来ないものと思われませんが、コアサンプルの採取を近傍の底版に穴を開けない位置(その近傍の地上からボーリング可能な位置)での採取としてもよろしいでしょうか？</p>	<p>兵庫県との協議によります。</p>	

質疑・回答書

告示番号	豊中市告示第467号	件 名	豊中市伊丹市クリーンランド既存ごみ焼却施設解体工事
No	質疑事項	回 答	
15	<p>発注仕様書P.45 「焼却施設内付着物、堆積物ダイオキシン類測定分析結果」の表中の値については、労働基準監督署への建設工事計画届に使用することは可能と解してよろしいでしょうか？</p>	<p>参考数字としては問題ないと考えております。 建設工事計画届に添付する際、その採取時期が適切なものとなるかをご確認下さい。</p>	
16	<p>工事費内訳書(入札参加者用)について、金抜き設計書では、除染工事に(5)アスベスト除去、(6)仮設工事 の項目がありますが、工事費内訳書(入札参加者用)にはその項目の記載がありません。 また、同様に金抜き設計書では、解体撤去工事に(6)有価物の項目がありますが、工事費内訳書(入札参加者用)にはその項目の記載がありません。 入札時に提出する工事費内訳書(入札参加者用)はどのように記載したらよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>除染工事の(5)アスベスト除去、(6)仮設工事につきましては、工事費内訳書の1. 除染工事の(1)除染対策に記載して下さい。 また、解体撤去工事の(6)有価物につきましては、工事費内訳書の2. 解体撤去工事の(5)産業廃棄物処理に記載して下さい。</p>	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp